

## 【リースが関係する復旧の取扱い】

- ・被災事業者が、被災リース設備等を事業の継続に必要とする場合において、被災リース設備等を所有していた同一リース会社が被災事業者と同一グループの構成員となって補助金交付を申請する場合、補助対象とする。
- ・被災前のリース契約形態が、「所有権移転型ファイナンスリース」の場合、所有による復旧も補助対象とする。
- ・被災したリース設備等の中途解約に係る使用者によるリース残債(中途解約金・違約金相当)支払いについては、補助対象外とする。
- ・被災後のリース契約において、補助金相当額について減額されたリース契約となっていることを確認する。

被災物件	復旧方法	状 況	補助対象	補助対象事業者	
リース事業者A	リース事業者A	リース事業者Aと同一のリース事業者Aからリースを受ける場合(※1) ・リース事業者Aとの契約形態は問わない ・被災物件解約時に所有権が使用者に移転した場合を含む	補助対象	リース事業者A	
	リース事業者B	リース事業者Aと異なるリース事業者Bから既にリースを受けている場合	リース事業者Aからのリースに変更する場合(※1)	対象外	-
			実績報告前にリース事業者Bとの契約を解除し、所有に変更する場合	補助対象	リース事業者A
			リース事業者Aと所有権移転型ファイナンスリース契約を行っていた場合(※2)	補助対象	被災事業者
			リース事業者Aと所有権移転型ファイナンスリース以外の契約を行っていた場合	対象外	-
	所有	被災リース設備等の同等品を自社で購入、所有する場合	リース事業者Aと所有権移転型ファイナンスリース契約を行っていた場合。(解約時の所有権移転不要)(※3)	補助対象	被災事業者
リース事業者Aと所有権移転型ファイナンスリース以外の契約を行っていた場合			対象外	-	
所有	リース	実績報告前にリース契約を解除し、所有に変更する場合(※4)	補助対象	被災事業者	
		リース契約を継続する場合	対象外	-	

### 留意事項

- ・補助金の交付を受けるリース会社は、「愛媛県グループ補助金 リース料金の算定根拠明細書」を提出すること。
- ・リース会社は、補助金の交付を受けて購入した設備等を、被災事業者以外にリースまたは販売することとなった場合、必要な財産処分の手続きを行う必要がある。
- ・被災前にレンタルにより使用されていた設備等については、補助対象外とする。

### ○補助対象経費算出方法

	算出方法	留意事項
※1	復旧費(リース事業者Aの新たなリース設備等購入費用)から被災前物件に対する保険金及び使用者から支払われた残債(中途解約金・違約金相当)を差し引いた額 ・補助対象経費=復旧費-(保険金+残債)	被災事業者の負担(残債支払及び新規リース)が増大する場合、リース事業者Aとの契約が所有権移転型のファイナンスリース契約であれば、所有に切り替えることにより、負担を軽減することが可能。
※2	被災事業者が、リース事業者Bから当該リース設備を購入するための費用からリース事業者Aが受領した保険金を差し引いた額 ・補助対象経費=設備購入費-保険金	リース事業者Bに係る費用(解約金・既支払リース料等)は、補助対象外
※3	被災事業者が、被災リース設備の同等品を自社で購入するための費用	
※4	契約解除時にリース事業者に支払う解約金等のうち残債相当額(手数料・違約金を除いた金額)。	契約解除までに支払ったリース料は補助対象外